

平成27年度小松島市新規事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート（事前評価）

事務事業名	こまつしままちづくり推進事業 （小松島市緑の基本計画策定事業）			整理番号	— —
				担当課係	都市整備課 まちづくり推進室
事業予算費目	款	8	土木費	記入者職・氏名	
	項	7	都市計画費	内線等	
	目	1	都市計画総務費	事業区分	臨時事業
	大事業	6	こまつしままちづくり推進事業	事業期間	単年度のみ 平成 27 年 ~ 27 年度
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）				
根拠法令等	都市緑地法、都市計画法、都市公園法、小松島市都市計画マスタープラン、小松島市地域防災計画				

■事業の概要・全体計画等（政策の発生源、提案に至るまでの理由）

災害時における避難場所や、復旧・復興の拠点となる公共空地については、これまでに国内で発生した災害の経験からその整備の重要性が高まってきている。本市においても、25年度に策定した小松島市都市計画マスタープランにおいて、「少子・高齢化社会に対応するための「集約連携型都市構造」、地震津波などの大規模災害に対応するための「災害に強い都市構造」を掲げており、これらの実現に向け効率的な公共空地の配置をおこなうことは重要な役割を果たすものである。
このため、市内に点在している公園緑地などの現状の配置などを調査・分析した結果に基づき、今後の小松島市の公共空地の整備のための基本方針を策定するものである。

事業の内容	手段（計画している主な活動の内容、手段、手順）
	基本計画の策定に向けては、専門家や市民から構成される「策定委員会」や素案に対する「パブリックコメント」を通じて、計画に対する意見をいただきながら、今後の小松島市における公園緑地の整備方針や、公共空地同士の有機的な連携の方針、緑化の目標数値の設定、緑化の取り組みなどを定めていくこととする。
事業の目的	効果（事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか）
	計画に基づき、地域の実情に応じた公園緑地等の公共空地の効率的な配置が可能となる。 また、市の特性に応じた効果的な緑化施策の実施が図られる。

■総合計画(後期基本計画)との整合性

事業目的が総合計画(後期基本計画)上の施策に結びついているか？	<input checked="" type="checkbox"/> いる	総合計画(後期基本計画)上の位置付け	●	重点目標	●	基本目標	
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	1. 「安全」のまちづくり			
			中項目	①災害被害の減少			
		小項目	3. 地震や津波の被害を軽減する減災のまちづくり				

（理由）

公共空地の効率的な整備を目指して基本計画を策定することは平時の市民の憩いの場の確保に加え、災害時の避難場所や、復旧復興の拠点として活用が可能となることから災害被害を軽減する減災のまちづくりの内容と合致している。
また、基本目標である「街が輝く」の「快適に暮らせる生活基盤の整備」においても公園緑地の整備及び緑化の推進が掲げられており、これらの内容と合致する。

■他の自治体の類似する政策との比較検討

徳島県内においては徳島市、阿南市、美馬市、北島町が計画を策定しているが、10年程度前に策定しているものが多い。

■市民参加の実施の有無とその内容 (有・無) ○を入れてください。

事業の対象	対象（誰、何を対象にしているのか）
	小松島市民及び、市内に通勤・通学する人及び市内の公園・緑地等の公共空地
事業の意図	意図（事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか）
	市内の公園・緑地等の公共空地の整備や緑化推進の基本方針を定めるために、市民の方からもパブリックコメント等を通じて、意見を募集し、より緑豊かな小松島市の形成を図る。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	（市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか）
	避難場所となりうる空地の整備を求める声は多い。 また、都市計画決定後未着手となっている都市計画公園の扱いについても、問い合わせがある。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか？	（社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺状況等は今後どのように変化していくか）
	公園・緑地等の公共空地については、近年多発する大規模な災害時の避難場所及び、復旧復興の活動の拠点としてその確保の重要性が再認識されている。沿岸部に属する地域については津波浸水の恐れもあり、より公共空地の重要性が高まっていることから、今後、整備のための基本計画の策定を国や県から要請される可能性は高くなると考えられる。

■事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	27年度	28年度	29年度	30年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金	0					
		地 方 債	0					
		その他（利用者負担等）	0					
		一 般 財 源	8,199	8,199				
	A 直接事業費（千円）	8,199	8,199	0	0	0	0	
	人件費	正 規 職 員 数	0.40 人	0.40 人	人	人	人	人
		職 員 人 件 費 ①	2,118	2,118				
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	0.00 人	人	人	人	人	人
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 の 賃 金 等 ②	0					
	B 人件費計（千円）①+②	2,118	2,118	0	0	0	0	
A + B	10,317	10,317	0	0	0	0		

有効性について	① この事務事業を行わない場合の影響はありますか？	<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> a ない	理由	公園・緑地の体系的な整備ができなくなる恐れがある。
	② 類似事業との整理統合はできないか？	<input checked="" type="checkbox"/> できない <input type="checkbox"/> a できる	理由	都市計画マスタープランには「オープンスペースの確保を図ります。」とあるが、具体的な公園緑地の整備の方針が示されているわけではないため、これを上位計画としてより詳細な公共空地の確保の方針を定めるものである。
	③ 成果をさらに向上させる余地はありますか？	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> a ある	理由	

◎改善・効率化・見直しの方向性 ※上記において a を選択した場合、必ず記入してください。

有効性	①	
	②	
	③	計画策定後に計画の実施状況をチェックし、検証していくことが重要である。

所属長による総合的なコメント

近年市民の身近な生活空間における自然環境、住居環境、災害時の安全確保に関するニーズは高まってきており、市民との連携のもと、都市における緑の保全や都市公園等の公共空地の整備の方針を示すことは市民に最も身近な自治体の大きな使命の一つであると考えられる。